防災対策を不断に見直し万全の危機管理

国土強靭化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）武田 良太 氏に聞く

様々な自然災害が毎年のように多発しています。防災の重要性や国が果たす役割、そして現在迎えている出水期で注意しなければならない点についてお伺いします。

「激しい雨」と言われる1時間当たり50㍉の雨が降る回数が、30年前の1・4倍に増加した現在、自然災害の発生リスクは高まっている。今後も地球温暖化の影響により、そのリスクがさらに高まる可能性があることを考えると、国民の生命や財産、経済活動を守るための防災・減災や国土強靭化のための取組を更に加速化・深化させていく必要がある。誰もが安心して暮らせる国を創るため、今後、どのような施策を具体化していくのか。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、武田良太国土強靭化担当大臣・内閣府特命担当大臣（防災）に、書面によるインタビューを通して話を聞いた。

今後も気候変動等の影響で、強い台風や豪雨の増加など自然災害のさらなる頻発化、激甚化が懸念される中、国民の命を守る防災・減災対策の推進は、我が国にとって重要かつ喫緊の課題です。政府としては、発生した災害から得られた教訓を踏まえ、防災対策を不断に見直し、万全の危機管理体制を確保してまいります。また、災害の多い我が国においては、行政による公助に加え、自助・共助の推進を図る取組を後押しし、国民の防災意識を高めることが必要です。

本年も既に出水期に入りました。新型コロナウイルスが収束しない中であっても、災害の危険がある場所にいる人は、避難場所をはじめとする安全な場所に避難することが原則です。令和元年東日本台風等を踏まえ中央防災会議の下に設置したWGの報告を受け、ハザードマップを各戸に配布・回覧し、確認いただいています。住民の理解を促すなどの「避難の理解力向上キャンペーン」も展開し、市町村への通知、内閣府のホームページやTwitter、Facebookなど、様々な経路でも周知を徹底しております。

加えて、先月末に中央防災会議会長である内閣総理大臣から、関係省庁、都道府県などに、河川の氾濫や土砂災害の発生等に備え、防災体制を強化することや、避難所等における感染防止の対策・訓練でのICT活用等の周知徹底について、通知したところです。

新型コロナウイルス感染症関係についてお伺いします。この影響は、各方面に大きなダメージを与え、つらく悲しい出来事ではございますが、将来の問題が顕在化した部分もあるかと思います。これを前向きに捉え、今回の教訓を今後の防災に、どのように生かしていくお考えでしょうか。

今回の感染症によってお亡くなりになられた方、お1人お1人のご冥福をお祈りします。緊急事態宣言は解除されたものの、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、大規模な災害が発生した場合に備える必要があります。

特に、災害発生時の避難所については、これまでも生活環境の改善や感染症対策等を実施してきたところですが、今回の新型コロナウイルス感染症を契機に対応を強化・徹底するため、その留意事項に焦点を絞って関係各省と連携した検討を行い、累次、自治体に通知を発出してきたところです。その通知では、十分なスペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保等の留意事項をお伝えするとともに、避難所の具体的なレイアウト図、動線の参考例をお示しするなど、取組みを推進するための助言に努めてまいりました。

この中で、十分なスペースの確保という点が極めて重要です。このため政府として、ホテル・旅館等の宿泊団体に協力依頼したところ、現時点で全国の約1250の宿泊施設から、条件が合えば災害時の避難所としての活用に協力可能との回答をいただきました。国や独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等についても、全国の約930施設で災害時に避難所として貸出可能との申し出を受けているところです。

なお、政府は各自治体に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、避難所としてのホテル・旅館等の借り上げや、避難所での新型コロナウイルス感染防止に必要な物資を備蓄するよう促しております。政府においても段ボールベッド、パーテーション、マスクや消毒液等の備蓄を行い、大規模災害発生時に速やかにプッシュ型で支援できるよう準備しているところです。今回の対応を契機に、避難所の確保や生活環境の改善について、政府として地方自治体と一体となって、災害に対する備えを一段と進めてまいります。

今後、懸念される「南海トラフ地震」及び「首都直下地震」といった大規模地震への対応で、どのような取組みを行われているのかお伺いします。

南海トラフ地震、首都直下地震対策については、それぞれの特別措置法に基づき、概ね10年間を期限とする定量的な減災目標を定め、関係府省庁が連携し、避難路・避難施設の整備等の津波対策、交通インフラの耐震化対策、一時滞在施設の確保等の帰宅困難者対策など、様々な予防的対策に取り組んでいます。

また、発災時の救助・救急、医療等の応急対策計画として、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月中央防災会議幹事会決定）、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月中央防災会議幹事会決定）を策定し、これらに基づき、被害の全容把握を待たずに、被災地に入るための緊急輸送ルートの確保、警察・消防・自衛隊の部隊やDMATなど医療チームの進出等を行うこととしています。

台風19号被災地・宮城における昨年11月の視察（武田大臣・写真右）

「3か年緊急対策」おおむね目標達成見込み

本年4月21日に、日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震と津波の検討結果について公表し、あわせて中央防災会議の下に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置しました。今後、ワーキンググループにおいて、最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害の想定や、被害を軽減するための防災対策の検討を進めていく予定です。

今後も引き続き、関係省庁をはじめ、建設業等の関連業界等とも連携しながら、大規模地震や大規模噴火への取組を推進してまいります。

「病院船」の建造について検討がされているようですが、どのようなものを想定されているのかお伺いします。

病院船については、今般の新型コロナウイルスへの対応を契機とし、新たな感染症が発生した場合や大規模災害が発生した場合に、国民の生命の安全を最優先として、迅速かつ十分に医療提供の場を確保する観点から、また、海洋国家である我が国の利点を生かす観点から、医療提供の手段の一つとして、改めて活用を検討するものです。

具体的には、これまで検討していない感染症対応に関する検討や、これまでの実証訓練の知見等を踏まえ、陸上の医療機関と連携した海上における医療提供に関して、①病院船の活用の可能性、②病院船に必要な機能、③平時や危機対応時における運用オペレーションなどの課題について、関係省庁（厚生労働省、防衛省、国土交通省）と連携・協力して調査・検討を行うこととしております。病院船が必要なのかどうか、必要とするならばどういう形態にすべきなのかなど、しっかり検討を行ってまいります。

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の意義と、この対策の着実な執行についてお伺いします。また、こうした対策は3か年に限定せず、今後も実行していく必要性を指摘する声もありますが、ご所見をお伺いします。

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害の教訓を踏まえ、総理指示により、自然災害時に重要インフラがその機能を維持できるよう、全国的に危険個所の総点検を行った上で、事業規模が概ね7兆円の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を平成30年12月に取りまとめました。3年間で集中的に取り組み、160項目の各緊急対策の事業を完了させるために

台風19号被災地・長野における昨年10月の視察（武田大臣・写真中央）

は、必要な予算をしっかり確保し、着実に執行することが重要です。

このため、3か年緊急対策に必要な予算は、平成30年度補正予算等のほか、令和元年度及び令和2年度の当初予算において、通常の国土強靭化関係予算とは別枠・上乗せで計上することとしており、3年間で約3・7兆円の国費を確保したところです。

また、6月18日に決定した国土強靭化年次計画2020では、当初必要と想定された概ね7兆円程度の事業規模について、現地状況の詳細確認等の精査の結果、現時点では約6・8兆円となり、令和2年度までに当該事業規模は確保される見込みであります。令和2年度末までに、所定の目標を達成する予定の緊急対策は152項目、令和3年度以降に目標達成予定が8項目であることも明らかになりました。全体としては、概ね施策目標の達成が見込まれることが確認されましたので、引き続き関係府省庁、各事業主体で着実に取組を進めてまいります。

さらには、昨年の令和元年房総半島台風（第15号）、令和元年東日本台風（第19号）などの被害を踏まえ、「3か年緊急対策」に加えて、より一層、国土強靭化の取組を強化するため、河道掘削や堤防強化などの水害対策を中心に、令和元年度補正予算では1兆円を超える国土強靭化関係予算を確保（1兆1520億円）しました。ハード・ソフトを組み合わせた対策を総動員し、関係府省庁と連携して、防災・減災、国土強靭化の取組を強力に推し進めたいと考えております。

「3か年緊急対策」後となる令和3年度以降については、昨年の災害対応から得られた知見や「3か年緊急対策」の進捗状況などをフォローアップし、「国土強靭化基本計画」に沿って、必要な予算を確保した上で、オール・ジャパンで国土強靭化を強力に進め、国家百年の大計として、災害に屈しない「強さとしなやかさ」を備えた国土づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、国土強靭化の取組を実効性あるものとするためには、地域の強靭化の推進が極めて重要です。国土強靭化地域計画に基づいた事業や取組により、地域の強靭化を加速化させていきたいと考えており、各市町村の国土強靭化地域計画の策定の取組を促進してまいります。

国土強靭化の取組に、建設業界等の関連業界の皆様にも御協力をいただけるようお願いします。

防災や強靭化へ建設業界の協力を

防災や災害時には復旧工事などで建設業界の役割は少なくないと思われます。「地域の守り手」としての建設業に対する期待についてお伺いします。

建設業界の皆様には、平素から防災活動や、東日本大震災を始め、一昨年の平成30年7月豪雨や昨年の令和元年東日本台風等における復旧・復興事業に多大なる御尽力をいただいており、改めて感謝申し上げます。

特に、発災直後の対応は、国や自治体だけでは困難であり、地域の事情を熟知しインフラの整備に当たってこられた建設業界の御協力が不可欠です。とりわけ、建設業関係公益法人は、災害対策基本法に基づく「指定公共機関」となっているほか、各都道府県と災害協定を締結し、災害応急対策の円滑な実施に努めていただいています。例えば、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風では、各県との協定に基づき、ブルーシートの展張や土砂・がれきの撤去、道路啓開などの災害復旧支援活動を行っていただいたと承知しています。

災害発生時に、最前線で、インフラの早期復旧・復興を担う「地域の守り手」として、建設業の役割は重要であり、強く期待しております。一方、職種・地域によっては、建設技能者等の人手不足感が見られると言われていますが、こうしたことが災害対策の支障にならないようにすることが必要です。このため、「国土強靭化基本計画」や先日決定しました「国土強靭化年次計画2020」にも就労環境の改善など、建設業の担い手の確保・育成の取組を盛り込み、関係府省庁と連携して重点的に取り組んでいるところです。

今後、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模災害が想定される中、そうした災害がいざ発生した場合に建設業界の皆様の果たす役割は非常に大きくなると思います。引き続き御協力をお願い申し上げます。